

(参考)

入札談合の再発防止対策について(抜粋)

国土交通省入札談合再発防止対策検討委員会
平成 17 年 7 月 29 日

．具体的措置

1．競争性向上のための入札方式の改善等

(3) 入札情報の公表方法の改善等

指名業者名の事後公表の推進

指名業者名については、入札制度の透明性を高めるため、指名通知後なるべく早期に公表することを原則としているが、事前に指名業者名が明らかになると入札参加業者間での談合を助長しやすいとの指摘もあることを踏まえ、全入札件数の概ね5割において入札参加者が事後公表となるよう、指名業者名の事後公表の試行を拡大し、問題がなければ、速やかに事後公表へ移行する。

不落随契の原則廃止等その厳正化

不落随契は、改めて競争入札を実施することが困難な場合において、真にやむを得ない措置となるよう的確に対応しているところであるが、引き続きこの取り扱いを推進する。

(参考)平成16年度の不落随契は70件(全体の0.6%)